

核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用に関する申合せ

制 定 平成21年2月10日 図書・出版委員会決定
最終改正 令和 8年3月 3日 図書委員会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用要項（平成21年1月6日所長決定）第4の規定に基づき、核融合科学研究所学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を構築・運用するために必要な事項を定める。

(名称)

第2 機関リポジトリの名称は、「NIFS リポジトリ」とする。

(実務担当者及び担当委員会)

第3 機関リポジトリの構築・運用及び管理に関する実務を行うため、実務担当者を置き、図書委員会（以下「委員会」という。）委員長をもって充てる。

2 実務担当者は、機関リポジトリの実務を行うために、機関リポジトリ作業会を組織し、実務を処理させることができる。

(登録対象者)

第4 機関リポジトリには、次に掲げる者（以下「登録対象者」という。）の知的生産物を登録する。

- (1) 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に在籍又は在籍したことがある役員及び職員
- (2) 研究所研究教育職員の指導の下に研究活動を行っている又は行ったことがある学生
- (3) 研究所の客員研究員、共同研究員又はそれらであった者
- (4) その他所長が適当と認めた者

(登録できる知的生産物)

第5 機関リポジトリに登録する知的生産物は、研究所英文年報(Annual Report)、研究所レポート(NIFS Report, NIFS-DATA, NIFS-TECH, NIFS-MEMO)などの研究所の学術的刊行物、学術雑誌等の学術的出版物、学術的会合などにおいて公表されたもので、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録対象者が単独又は他と共同で作成したものであること。
- (2) 研究所における研究活動など(共同研究を含む)において生産されたものであること。
- (3) 知的財産権に係る法令及び研究所の規程等が遵守されていること。
- (4) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

ア 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項

イ 情報セキュリティに関する事項

ウ 守秘義務に関する事項

- (5) その他公開することについて問題が生じないものであること。

2 ただし、前項に関わらず研究所の前身である名古屋大学プラズマ研究所時代に発行された IPPJ シリーズは、その資料の価値から機関リポジトリに登録する。

(登録・公開)

第6 機関リポジトリへの知的生産物の登録は、原則として、登録対象者が自ら行うものとする。

2 登録対象者は、前項の登録に当たっては、必要に応じて図書室の支援を受けることができる。

3 登録対象者は、著作権の所在やポリシー等の権利関係を調査し、第5の要件を満たしているか確認した上で、登録・公開に支障がない場合は、知的生産物の本文（原則として PDF ファイ

ル)、一次根拠データ、補足資料及びメタデータ(論文等のタイトル、著者名、掲載誌名、抄録等)を登録し、公開するものとする。ただし、著作権者のポリシーにより、登録・公開の範囲を限定し、又は登録・公開の開始を一定期間保留することができる。

4 前項の規定にかかわらず、オープンアクセス出版及び他機関のリポジトリで登録・公開されているコンテンツについては、デジタルオブジェクト識別子(DOI)等を含んだメタデータのみ公開する。

5 登録対象者が登録したデータ等の公開は、実務担当者が確認した上で公開処理を行うものとする。

(その他の利用)

第7 機関リポジトリに登録された知的生産物は、第6により公開するほか、次に掲げる場合に利用することができるものとする。

(1) 保存及び利用可能性の維持のための複製又は媒体変換を行う場合

(2) 機関リポジトリに登録された知的生産物のうち、公開されたものについて、本研究所内で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、知的生産物のメタデータ及びリンク情報を提供する場合

(改訂版の登録)

第8 登録対象者は、既に登録された知的生産物の改訂版を登録することができる。この場合において、既に登録されたものについては登録対象者の判断で削除することができる。

(削除)

第9 機関リポジトリに登録された知的生産物のうち、次に掲げる場合には削除するものとする。

(1) 登録対象者が、自己の知的生産物に関して理由を付して削除の申請を行い、委員会で認められた場合

(2) 登録された知的生産物が公序良俗に反し、若しくは研究倫理上の問題が生じることが判明し、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切であると委員会委員長が判断した場合

(免責事項)

第10 登録及び公開された知的生産物の内容に関する責任は、登録対象者が負うものとする。

2 研究所は、登録された研究成果物を利用することによって生じた利用者又は登録対象者の損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第11 本申合せに定めのない事項について検討の必要が生じた場合は、委員会において協議するものとする。

附 則

この要項は、平成21年2月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年3月15日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年8月23日から実施する。

附 記

この申合せは、令和8年3月3日から実施する。